

八千代市福祉センターリスク分担表

項目	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
書類誤り	市が作成した書類に関するもの	○	
	指定管理者が作成した書類に関するもの		○
法令等変更	管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	広く一般的に適用される法令の新設や変更		○
税制変更	施設管理、運営費に影響を及ぼす税制変更	○	
	消費税（地方消費税を含む）の税率等の変更	両者協議 ※1	
	上記以外の広く一般的に適用される税制変更		○
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○	
	上記以外のもの		○
金利変動	指定期間中の金利変動によるもの		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生		○
利用者への対応	施設の管理運営に関するもの		○
	上記以外のもの	○	
環境問題	指定管理者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質排出など）		○
第三者への賠償	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	指定管理者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
債務不履行	市の協定内容の不履行及び市の帰責による業務基準の変更等	○	
	指定管理者の協定内容不履行、事業放棄及び経営破たん		○
事業内容の変更	市の政策変更により事業内容が変更される場合	○	
事業中止、延期	市の帰責事由による事業中止、延期	○	
	指定管理者の帰責事由による事業中止、延期		○
不可抗力	不可抗力（風水害、地震、火災、感染症その他市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的現象）による施設・設備・備品等の損傷、事業の変更、中止、延期	両者協議 ※2	
運営開始の遅延	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
資金調達	市が協定で定める時期に支払を行うまでの期間に必要な管理運営資金の調達		○
維持管理、運営費の増大	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
施設、設備、備品等の損傷	指定管理者の瑕疵及び責めに帰すべき事由によるもの		○
	経年劣化によるもの（1件当たり50万円以下の修繕）		○ ※3
	経年劣化によるもの（1件当たり50万円を超える修繕）	両者協議	
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり50万円以下の修繕）		○ ※3
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり50万円を超える修繕）	両者協議	
	相手方が特定できるが支払能力がない場合	両者協議	
	施設の構造に問題があるもの	○	
臨時休館	市の帰責事由によるもの	○	
	指定管理者の帰責事由によるもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
申請費用	指定管理者の指定に係る費用		○
事業終了時	指定管理業務の期間終了及び指定取消しした場合の次期指定管理者への引継、原状回復経費		○

※リスク分担表に定めがないリスクが発生した場合、市と指定管理者が協議して決定します。

※1：消費税（地方消費税を含む）の税率が10％から変更があった場合、市と指定管理者が協議し、変更分の経費負担について決定します。

※2：原則として市の負担としますが、市と指定管理者で協議し、指定管理者に負担を求める場合があります。また、火災等において指定管理者の瑕疵によるものは、指定管理者の負担とします。

※3：修繕費用の総額が年間150万円を超える場合には、経費負担について市と指定管理者で協議することとします。